

# 社会福祉法人那須塩原市社会福祉協議会地域福祉活動補助金地域福祉推進事業 実施要領

## (目的)

第1条 この補助金は、自治会等が主体的に実施する地域福祉活動事業に対し、費用の一部を補助することにより、地域の連携と協力体制を構築し地域の福祉課題等の解決を図ることを目的とする。

## (補助事業者)

第2条 補助金の交付の対象となる事業者は、以下の団体とする。

- (1) 自治会（自治会内福祉部含む）
- (2) 地区社会福祉協議会
- (3) 複数の自治会等で組織された団体
- (4) その他会長が認める団体

## (補助金の補助率)

第3条 補助金の補助率は総事業費の2分の1とし、対象となる事業の支出に補助率を乗じた金額で交付限度額の範囲内で交付する。ただし、算出した額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

## (交付限度額)

第4条 補助金の交付の限度額は、次のとおりとする。

- (1) 1事業につき 50,000円
- (2) 1補助事業者につき 200,000円

## (対象事業)

第5条 補助金の交付の対象である事業は別表に定める。ただし、国や地方公共団体の補助金・助成金等を受けている事業、または他の民間機関等から助成を受けている事業は除くものとする。

## (その他)

第6条 この補助金は、予算の範囲内において交付する。

2 この要領は3年毎に改正する。(次回令和10年度改正、令和11年度施行)

3 補助事業者は、標記補助金を活用しての事業であることを標記し地域福祉推進事業のPRに努めるものとする。(事業要項やチラシ等への標記補助金名の記載等)

## 附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

## 附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

## 附則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表

区分	対象事業名	事業内容
①	地域の人たちによる助け合い活動	<p>地域の人たちによる心配な人を継続的に支える活動や、福祉への理解を広め福祉を担う人材を育てる活動です。</p> <p>(1) 地域内で行う福祉に関する講演会・研修会            (2) 心配な人を支えるための座談会・情報交換            (3) 広報誌など作成し、福祉の理解を広める活動            (4) 心配な人へ定期的な見守り活動                (声かけ・訪問活動等)            (5) 心配な人の困りごとを支援する活動                (ちょっとした困りごとへの聞き取り・支援活動等)            (6) 心配な人たちの生きがいを支援する活動                (サロン活動、居場所等)            (7) 地域の安全安心を図るための活動</p>
②	地域の人たちによるふれあい交流活動等	<p>福祉課題等の解決を図るために行う、地域内のつながり作りのための活動や地域内での助け合いができるきっかけ作りのための活動です。</p> <p>(1) 交流を目的とした活動                (例：世代間交流・スポーツ交流・地域でのお祭り・交流を目的としたイベント等)            (2) バス等を利用した事業                (例：多世代交流バス旅行、高齢者外出支援事業でのバス利用、研修事業でのバス利用等)</p>

(支出についての注意事項)

- 人件費、玉串料等宗教的意義を有するもの、アルコール飲料代等への支出は対象外。
- ユニフォーム等ある程度の耐用が認められるものに関わる支出は、1事業につき1回までとする。
- バス、レンタカー及びタクシー等の車両に関わる支出は、5万円を上限に対象経費とする。
- 備品購入に関わる支出は、備品の総額において5万円を上限に対象経費とする。なお、備品購入のみの支出は対象外。
- 会議・打ち合わせ等の食糧費は、飲み物、お菓子程度とする。
- 事業後の反省会・懇親会等に関わる支出は対象外。
- 地域内の緑化・美化活動のみの事業は対象外。
- 防災事業等に関わる支出について、市自主防災組織に認定されている自治会においては、「那須塩原市地域自主防災活動支援補助金」を活用ください。

※令和8年度から変更点がありますので別紙事例集及びQ&Aを御確認ください。